# 第４期特定健康診査等実施計画

埼玉県金属加工健康保険組合

令和６年４月

## １．背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第１９条により、第４期６年間の特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## ２．当健保組合の現状

当健保組合は、金属加工業を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

平成６年の事業所数は６８で、ほとんどが埼玉県に所在している。

ただし、工場や営業所は全国に点在しており、埼玉県に在住している被保険者及び被扶養者は７割、それ以外の在住者は３割程度ではないかと思われる。

加入事業者は、零細・中小事業者が多く、被保険者２０人未満の事業所が全体の５６％を占めている。１事業所あたりの平均被保険者数は、約５８人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が４４．９２歳で、男性が全体の８３％を占める。

## ３．特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

（１）特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系８学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

（２）特定健康診査等の実施に係る留意事項

当健保組合が主体となって特定健康診査を行いそのデータを管理する。

また、被扶養者については、代表医療保険者等を通じて集合契約を結んだ全国の健診機関を活用できるよう、年度当初に受診券の配布を行うことで環境整備と受診促進を図っている。

（３）特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

Ⅰ　達成目標

１　特定健康診査の実施に係る目標

令和１１年度における特定健康診査の実施率を８５．０％とする。

この目標を達成するために、令和６年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率　（%）

| | 6 年度 | 7 年度 | 8 年度 | 9 年度 | 10 年度 | 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 被保険者 | 89.0 | 90.0 | 91.0 | 92.0 | 93.0 | 94.0 |
| 被扶養者 | 52.7 | 53.7 | 54.7 | 55.7 | 56.7 | 57.7 |
| 被保険者＋被扶養者 | 80.0 | 81.0 | 82.0 | 83.0 | 84.0 | 85.0 |

２　特定保健指導の実施に係る目標

令和１１年度における特定保健指導の実施率３０．０％とする。

この目標を達成するために、令和６年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率　（%）

| | 6 年度 | 7 年度 | 8 年度 | 9 年度 | 10 年度 | 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 被保険者 | 13.4 | 16.6 | 19.9 | 23.3 | 26.6 | 29.7 |
| 被扶養者 | 13.5 | 17.2 | 20.9 | 23.4 | 27.1 | 30.8 |
| 被保険者＋被扶養者 | 13.5 | 16.8 | 20.1 | 23.4 | 26.7 | 30.0 |

ＩＣＴを活用した全国対応の外部委託による保健指導と、健診を受診した日に初回面談を行うことができる医療機関との直接契約による保健指導の両方を活用し、実施率の増加を目指すものとする。

３　特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和１１年度において、平成２０年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導対象者）の減少率を２５％以上とする。

Ⅱ　特定健康診査等の対象者数

1　対象者数

①　特定健康診査

被保険者　（人）

| | 6 年度 | 7 年度 | 8 年度 | 9 年度 | 10 年度 | 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（推計値） | 1,706 | 1,706 | 1,706 | 1,706 | 1,706 | 1,706 |
| 40 歳以上対象者 | 849 | 849 | 849 | 849 | 849 | 849 |
| 合　　計 | 2,555 | 2,555 | 2,555 | 2,555 | 2,555 | 2,555 |
| 目標実施率（%） | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 |
| 目標実施者数 | 2,274 | 2,300 | 2,325 | 2,351 | 2,376 | 2,402 |

被扶養者　（人）

| | 6 年度 | 7 年度 | 8 年度 | 9 年度 | 10 年度 | 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（推計値） | 843 | 843 | 843 | 843 | 843 | 843 |
| 40 歳以上対象者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合　　計 | 843 | 843 | 843 | 843 | 843 | 843 |
| 目標実施率（%） | 52.7 | 53.7 | 54.7 | 55.7 | 56.7 | 57.7 |
| 目標実施者数 | 444 | 453 | 461 | 470 | 478 | 487 |

被保険者＋被扶養者　（人）

| | 6 年度 | 7 年度 | 8 年度 | 9 年度 | 10 年度 | 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数（推計値） | 2,549 | 2,549 | 2,549 | 2,549 | 2,549 | 2,549 |
| 40 歳以上対象者 | 849 | 849 | 849 | 849 | 849 | 849 |
| 合　　計 | 3,398 | 3,398 | 3,398 | 3,398 | 3,398 | 3,398 |
| 目標実施率（%） | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 |
| 目標実施者数 | 2,718 | 2,752 | 2,786 | 2,820 | 2,854 | 2,888 |

②　特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者　（人）

| | 6 年度 | 7 年度 | 8 年度 | 9 年度 | 10 年度 | 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 40 歳以上対象者 | 3,398 | 3,398 | 3,398 | 3,398 | 3,398 | 3,398 |
| 保健指導対象者計 | 713 | 713 | 713 | 713 | 713 | 713 |
| 実施率（%） | 13.5 | 16.8 | 20.1 | 23.4 | 26.7 | 30.0 |
| 実施者数 | 96 | 120 | 143 | 167 | 190 | 214 |
| 動機付け支援対象者 | 272 | 272 | 272 | 272 | 272 | 272 |
| 実施率（%） | 13.5 | 16.8 | 20.1 | 23.4 | 26.7 | 30.0 |
| 実施者数 | 37 | 46 | 55 | 64 | 73 | 82 |
| 積極的支援対象者 | 441 | 441 | 441 | 441 | 441 | 441 |
| 実施率（%） | 13.5 | 16.8 | 20.1 | 23.4 | 26.7 | 30.0 |
| 実施者数 | 60 | 74 | 89 | 103 | 118 | 132 |

## Ⅲ　特定健康診査等の実施方法

### （１）実施場所

ア　特定健康診査

当健保組合の契約医療機関で実施するほか、近隣に契約医療機関がない場合は、居住地近隣の医療機関で補助金制度により実施する。また、健保連等における集合契約により、医療機関及び健診機関で実施する。

イ　特定保健指導

特定健康診査（特定健康診査の検査項目を含む健診）を実施した医療機関等及び外部委託により実施する。

### （２）実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第 2 編第 2 章に記載されている健診項目を含む当健保組合が定める「必須検査項目」とする。

### （３）実施時期

実施時期は、通年とする。

### （４）委託の有無

ア　特定健康診査

当健保組合と医療機関等で個々に契約を結び、特定健康診査の検査項目を含む健診を実施する。また、代表医療保険者等を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結ぶことにより、加盟している全国の医療機関で特定健康診査を実施する。

イ　特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第 1 編第 1 章の考え方に基づきアウトソーシングする。

### （５）受診方法

ア　特定健康診査

原則として特定健康診査・人間ドック・生活習慣病検診の実施による。但し、事業所が実施する法定健診の結果を受理し、特定健診項目を抽出することにより実施したものとみなす。

イ　特定保健指導

当健保組合の契約医療機関及び外部委託により実施する。

実施先については、標準的な健診・保健指導プログラム第 1 編第 1 章の考え方に基づきアウトソーシングする。

### （６）周知・案内方法

当健保組合機関紙等・ホームページに掲載、受診対象者に電話等で行う。

（７）健診データの受領方法

事業所、契約医療機関、受診者より紙媒体若しくは電子データを受領し、当健保組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データ等で受領して保管するものとする。なお、保管年数は５年とする。

（８）特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、効果の面から 40 歳代の者から優先して選出する。

## Ⅳ　個人情報の保護

当健保組合は、埼玉県金属加工健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

## Ⅴ　特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健保組合機関誌、ホームページに掲載する。

## Ⅵ　特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年見直しを検討する。